

原料費調整制度に基づく令和 2 年 8 月分のガス料金について

令和 2 年 7 月 10 日
小千谷市ガス水道局

当市が供給している都市ガスの料金について、「原料費調整制度」に基づいて令和 2 年 8 月検針分に適用する調整単位料金の算定を行いました。

その結果、基準単位料金に対して +4.17 円（税込）の調整を行うこととなりました。なお、令和 2 年 7 月分料金と比較すると -0.08 円（税込）の調整となり、モデル世帯（ガス使用量 48m³/月）での1か月あたりの料金は、3 円（税込）安くなり 6,294 円となります。

令和 2 年 8 月検針分に適用するガス料金につきましては、7 月分の検針のお知らせに表示してあらかじめご案内するほか、ガス水道局窓口ならびに市ホームページでもお知らせします。

令和 2 年 8 月分ガス料金

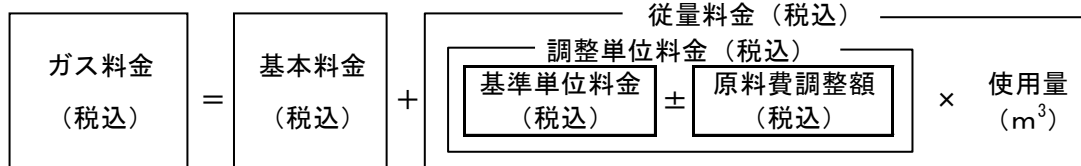
●一般契約料金表

区分	使用量	基本料金 (税込)	調整単位料金 (税込)		
			基準単位料金	原料費調整額	計
料金表 A	0m ³ ~23m ³	629.20 円	116.21 円	+4.17 円	120.38 円
料金表 B	24m ³ ~323m ³	733.70 円	111.67 円		115.84 円
料金表 C	324m ³ ~	2,044.90 円	107.61 円		111.78 円

※基本料金は原料費調整の対象外のため、毎月変わりません。

●料金の算定方法（一般契約）

※基本料金と従量料金を合算後、1円未満を切り捨てます。



原料費調整額の算定について

基準平均原料価格 (毎月固定)	47,980 円/t	平成29年6月 ~ 平成29年8月の平均原料価格 (貿易統計値) 47,980 円 (10円未満四捨五入)
平均原料価格 (令和 2 年 8 月分)	52,840 円/t	令和2年 3 月 ~ 令和2年 5 月の平均原料価格 (貿易統計値) 52,840 円 (10円未満四捨五入)
調整単価 (毎月固定)	0.079 円/m ³	原料価格がトン当たり100円変動した場合の ガス料金価格変動額

※料金の急激な上昇を避けるため、平均原料価格が76,770円以上となった場合は、平均原料価格の上限を76,770円としてガス料金の調整を行います。（一方、調整の下限はありません。）

■原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned} \nabla \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 52,840 \text{ 円/t} - 47,980 \text{ 円/t} = 4,860 \text{ 円/t} \\ &= 4,800 \text{ 円/t} \end{aligned}$$
 (100円未満切捨て)

$$\begin{aligned} \nabla \text{原料費調整額} &= \text{調整単価} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率}) \\ &= 0.079 \text{ 円} \times 4,800 \text{ 円/t} \div 100 \text{ 円} \times (1 + 0.10) \\ &= 4.17 \text{ 円} \end{aligned}$$

(小数点第3位以下切捨て、計算結果が負の場合は小数点第3位以下切上げ)

∴上記の計算の結果、令和 2 年 8 月分のガス料金では
基準単位料金に対して、1m³当たり +4.17 円(税込)調整いたします。

※一般契約以外の料金につきましても、一般契約の料金と同様に
基準単位料金に対して1m³当たり +4.17 円(税込)調整いたします。